

第6章 経済的支援

障害児を養育する世帯は、児童の障害の程度等により様々な手当を受けられます。また、税や公共料金等について優遇措置や割引があります。

I 手当、支給制度

●障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方に支給されます。お住まいの市町に申請してください。

◇手当額（令和7年4月～）

月額16,100円

※所得額が基準額を超過している場合、児童が施設に入所している場合等は受給できません。

【相談窓口】各市町障害福祉担当課(P.93～112 参照)

●特別児童扶養手当

身体又は精神に中等度以上の障害がある20歳未満の児童を監護・養育する保護者等に対し支給されます。お住まいの市町に申請してください。

◇手当額（令和7年4月～）

1級（重度）月額56,800円、2級（中度）月額37,830円

※所得額が基準額を超過している場合、児童が施設等に入所している場合は受給できません。

【相談窓口】各市町障害福祉担当課又は各市町保育担当課(P.93～112 参照)

●児童扶養手当

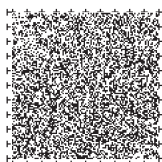
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）がいるひとり親家庭の父または母などに支給されます。お住まいの市町に申請してください。

◇手当額（令和7年4月～）

児童1人の場合、月額11,010円～46,690円

児童2人以降の場合、上記月額に5,520円～11,030円加算

【相談窓口】各市町ひとり親家庭担当課(P.93～112 参照)



●心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）

障害のある方を扶養している保護者（加入者）が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

◇掛金額

加入する年度の4月1日時点における加入者の年齢に応じて決まります。

支払った掛金は、所得控除の対象となります。

◇給付額

毎月2万円が生涯にわたって支給されます。

【相談窓口】 各市町障害福祉担当課(P.93～112を参照)

●特別支援教育就学奨励費の支給

障害のあるお子さんが特別支援学校や小・中・義務教育学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。平成25年度から、通常の学級で学ぶお子さん（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当）についても補助の対象となりました。

◇対象経費

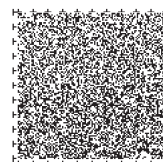
教科用図書の購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品の購入費等

◇申請方法及び支給額

お子さんが通っている学校に申請手続を行ってください。所得等に応じた支弁区分が決定され、各支弁区分及び各経費区分（学用品の購入費等）に応じた上限額の範囲内で支給を受けられます。

【相談窓口】 各小・中・義務教育学校、各市町教育委員会(P.93～112参照)

各特別支援学校(P.86～87参照)



●高額障害児（通所・入所）給付費

同一世帯で複数の児童が障害児通所支援事業を使用する場合や、障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業及び補装具を併用利用する場合など、世帯の利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合は、高額障害児（通所・入所）給付費として払い戻しがあります。詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。

【相談窓口】各市町障害福祉担当課(P.93～112 参照)

佐賀県障害福祉課施設担当 TEL 0952-25-7401

2 各種割引

●JR 鉄道運賃の割引

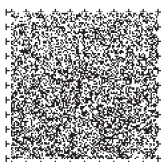
障害のある方が本人単独または介護者とともにＪＲを利用する場合に、運賃が割引されます。

手続き

乗車券購入時に、駅窓口で障害者手帳を呈示してください。

利用にあたっては、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の旅客鉄道株式会社(等)旅客運賃減額欄に「第一種」または「第二種」の記載が必要ですので、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を発行した市町にお問い合わせください。

※手帳に「A」「B」または「１級」「２級」としか証明がなされていない場合は、割引の証明として使用できませんので、発行した市町にお問い合わせください。



対象者		券種	割引率	条件
第1種身体障害者手帳、第1種療育手帳所持者 または 第1種精神障害者保健福祉手帳所持者	本人単独で乗車する場合	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100 kmをこえて利用するとき
	介護者と乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券 普通急行券 普通回数乗車券	5割	(※1)
第2種身体障害者手帳、第2種療育手帳所持者 または 第2種精神障害者保健福祉手帳所持者	本人単独で乗車する場合	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100 kmをこえて利用するとき
	介護者と乗車する場合	定期乗車券	5割	(※1) 障害者本人が12歳未満に限る

※1 介護者については、JRの係員が「介護能力あり」と認める方で、乗車券の種類、区間、有効期間が本人のものと同一でなければなりません。

介護者は一人のみが割引対象となります。小児定期は割引の適用がありません。

介護者に通学定期の資格があっても通勤定期扱いとなります。

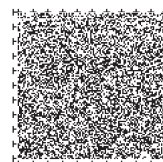
●バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すると、児童及び介護人について運賃の割引が受けられる場合があります。降車の際に手帳を提示してください。

※小児運賃との同時適用はできません。

※自販機で切符を購入される場合は5割引の切符を購入し、降車時に手帳を提示してください。

※割引率等は各事業者によって異なります。詳しくは次のページを参照ください。



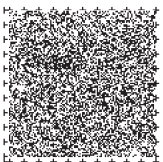
障害者等に対する旅客運賃の割引

【バス運賃】

事業所名	対象者	区分	割引率		備考
			普通運賃	定期運賃	
昭和自動車（株） TEL0955-74-1114	身体障害者手帳（第1種）	本人 介護人	50%割引	30%割引	※高速バスの割引 本人 50%割引 介護人 50%割引
	身体障害者手帳（第2種）	本人 介護人			
	療育手帳（A）	本人 介護人			
	療育手帳（B）	本人 介護人			
	精神障害者保健福祉手帳（1～3級）	本人 介護人			
祐徳自動車（株） TEL0954-63-3201	身体障害者手帳（第1種）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
	身体障害者手帳（第2種）	本人 介護人			
	療育手帳（A）	本人 介護人			
	療育手帳（B）	本人 介護人			
	精神障害者保健福祉手帳（1～3級）	本人 介護人			
佐賀市交通局 TEL0952-23-3155	身体障害者手帳（第1種）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
	身体障害者手帳（第2種）	本人 介護人			
	療育手帳（A）	本人 介護人			
	療育手帳（B）	本人 介護人			
	精神障害者保健福祉手帳（1～3級）	本人 介護人			
西鉄バス佐賀（株） TEL0952-31-8385	身体障害者手帳（第1種）	本人 介護人	50%割引	50%割引	※高速バスの割引 本人 50%割引 介護人 50%割引 （介護人は1種のみ）
	身体障害者手帳（第2種）	本人 介護人	50%割引	50%割引	
	療育手帳（A）	本人 介護人	50%割引	50%割引	
	療育手帳（B）	本人 介護人	50%割引	50%割引	
	精神障害者保健福祉手帳（1級）	本人 介護人	50%割引	50%割引	
	精神障害者保健福祉手帳（2～3級）	本人 介護人	50%割引	50%割引	
			割引なし	割引なし	
西肥自動車（株） TEL0955-22-3171	身体障害者手帳（第1種）	本人 介護人	50%割引	30%割引	※高速バスの割引 本人 50%割引 介護人 50%割引 （介護人は1種のみ）
	身体障害者手帳（第2種）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
	療育手帳（A）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
	療育手帳（B）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
	精神障害者保健福祉手帳（1級）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
	精神障害者保健福祉手帳（2～3級）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
			割引なし	割引なし	
JR九州バス（株） TEL0954-43-0079	身体障害者手帳（第1種）	本人 介護人	50%割引	30%割引	※高速バスの割引 本人 50%割引 介護人 50%割引 （介護人は1種のみ）
	身体障害者手帳（第2種）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
	療育手帳（A）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
	療育手帳（B）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
	精神障害者保健福祉手帳（1～2級）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
	精神障害者保健福祉手帳（3級）	本人 介護人	50%割引	30%割引	
			割引なし	割引なし	

※バス会社のご協力（行政等からの補助はありません）により、割引がされています。

※上記の他、各自治体で運行されている巡回バス、乗り合いタクシー等の運賃や割引内容については、当該自治体又は各運行会社にお問い合わせください。



●タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を運賃お支払い前に提示すると、タクシー運賃がメーター器表示額から10%割引になります。

※福祉タクシー券との併用が可能です。

※タクシー会社の協力（行政等からの補助はありません）により、割引されています。

※上記の他、各自治体で運行されている巡回バス、乗合タクシー等の運賃や割引内容については、当該自治体又は各運行会社にお問い合わせください。

【相談窓口】

各タクシー事業者又は一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会 TEL 0952-31-2341

●福祉タクシー券の給付

重度の身体障害者、精神障害者等を対象に、初乗り料金相当額のタクシー券を交付するなど、タクシー料金の一部が助成される場合があります。

※制度の有無、対象者及び助成額等は各市町によって異なります。

詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。

【相談窓口】各市町障害福祉担当課(P.93～112 参照)

●県営住宅への優先入居

県営住宅の入居予備者募集や新築住宅入居者募集を行う際に、障害者世帯の方は抽選番号を3個得ることができます。詳しくは各管理室（指定管理者）に、お問い合わせください。

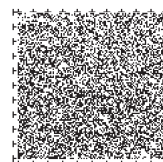
【相談窓口】

入居希望の団地が所在する地域を所管する各管理室（指定管理者）

佐賀管理室 TEL 0952-20-2500、鳥栖管理室 TEL 0942-81-3020

唐津管理室 TEL 0955-70-1557、伊万里管理室 TEL 0955-20-4511

武雄管理室 TEL 0954-26-0522



●有料道路通行料金の割引（高速道路及び県道路公社管理の有料道路）

身体障害者の方が自ら運転する場合または重度の身体障害（第一種身体障害者手帳）もしくは重度の知的障害の方（A判定）が同乗し、その移動のためにご本人以外の方が自動車を運転する場合、通常料金（ETCをご利用の方はETC通常料金）から約半額の割引を受けることができます。事前に市町又はオンラインで申請し、身体障害者手帳または療育手帳に必要事項の記載を受ける（オンライン申請の場合は発行されたシールを貼り付ける）必要があります。

※事前登録がされていない自動車でも、要件を満たした自動車であれば、割引を受けることができます。詳細や、車両の登録条件等につきましては、「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。

佐賀県道路公社

検索



NEXCO西日本

検索



◇ETCを利用しない場合

料金をお支払いいただく料金所で、料金所係員が手帳の記載事項を確認させていただきます。必要事項が記載された箇所をご呈示ください。（料金精算機が設置されている料金所においては備え付けの係員呼び出しレバーまたはボタンにより係員にお知らせください。係員が割引に必要な記載事項を確認します。）

◇ETCを利用する場合

手帳への登録手続きの他に ETC 利用の登録手続きが必要です。

ETC 障害者割引を登録済みの方も、ETC レーンが通行できず、出口で ETC カードを車載器から抜いて精算する場合は手帳の呈示が必要です。有料道路を利用される際は、必ず手帳の携行をお願いいたします。

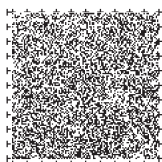
※佐賀県道路公社が管理している有料道路では、ETC は利用できません。

◇有効期限

（新規）手続きが完了した日からその後の2回目の誕生日まで

（更新）更新手続きは割引有効期限の2ヵ月前から有効期限の前日まで更新可能となります。誕生日の前に更新手続きが完了している場合は3回目の誕生日まで（最長2年2ヵ月）

※手帳に記載の割引有効期限を過ぎている場合は、割引の対象となりません。



◇申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳又は療育手帳
- ②自動車検査証又は軽自動車届出済証（自動車を事前登録する場合）
- ③運転免許証（本人運転かつ「新規」の場合）

ETCでの障害者割引を申請される方は下記についても必要です。

（「新規」又は「更新」「変更」で前回申請から変更がある場合）

- ④ETC カード（障害者ご本人名義のもの、障害者ご本人が未成年者で本人以外の運転が必要な場合は親権者もしくは法定後見人の名義のETCカードでも可）
 - ⑤ETC 車載器の管理番号が確認できるもの（ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等）
- ※この他に要件確認のため、自動車の割賦又はリース契約書、住民票などが必要な場合があります。また、申請時の各種書類については、原本をご提示ください。

◇ETC を利用する場合の留意事項

※オンライン申請は、自動車を事前登録のうえ ETC 利用登録される方のみが対象です。

※登録された自動車以外で割引を受ける場合も事前に市町での申請が必要です。

（既に事前申請を行っている場合は、事前登録されていない自動車で割引の適用を受けるために新たな申請手続きは不要です）

※ETC ノンストップ走行の際に、路側表示器の表示や車載器・カーナビ等の料金表示・音声案内は障害者割引適用前の料金が表示・案内されますが、請求の際には障害者割引適用後の料金にて請求されます。

詳細については、NEXCO 西日本ホームページ <https://www.w-nexco.co.jp/disabled/> でご確認ください。

NEXCO西日本

検索

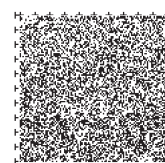


【相談窓口】

○相談全般（障害者割引制度等に関すること）：各市町障害福祉担当課(P.93～112 参照)

○高速道路に関すること：西日本高速道路(株)九州支社 料金課 TEL 092-260-6111

○県道路公社が管理する有料道路に関すること：佐賀県道路公社 TEL 0952-20-2040



●NHK放送受信料の免除

障害児が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合、放送受信料の全額が免除となる場合があります。申請の手続きについては次のとおりです。

- ① 免除申請書に必要事項を記入してください。
申請書はお住まいの自治体（市町）の窓口にあります。
- ② 自治体（市町）に免除申請書を提出し、免除事由の証明（確認）を受けてください。
- ③ 証明を受けた申請書をNHKへ提出（郵送）してください。
NHKへ直接申請も出来ます。詳細はNHKまでお問い合わせください。

	対象	適用条件
全 額 免 除	市町村民税非課税の 身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の 知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合

【相談窓口】

NHKふれあいセンター TEL 0570-077-077 午前 9 時～午後 6 時（土・日・祝日も受付）

NHK佐賀放送局 TEL 0952-28-5040 午前 10 時～午後 5 時（土・日・祝日は除く）

●郵便料金の割引

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物（点字郵便物）及び点字図書館等の日本郵便株式会社の指定を受けた施設との間で発受する録音物や点字用紙を内容とする郵便物（特定録音物等郵便物）については、無料で送ることができます。

また、点字のみを掲げたものを内容とする小包（点字ゆうパック）及び日本郵便株式会社の指定を受けた施設と聴覚障害者との間でのビデオテープ等の録画物の貸出又は返却のために発受される小包（聴覚障害者用ゆうパック）は、安価で送ることができます。

【相談窓口】（日本郵便株式会社）お客様サービス相談センター TEL 0120-23-28-86

